

**障害がある方の
相談をお受けします**

障害福祉サービスの紹介や障害がある方・介護されている方の不安・困りごとに関する相談をお受けいたします。

相談支援事業所

障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供や生活に必要な援助などを行います。

田原市には以下の4つの相談支援事業所がありますので、生活の中でどのようなことでもご相談ください。

事業所名	場所・問合せ先
田原市障害者生活支援センター相談支援事業所	赤羽根福祉センター内 45局3828
田原市社会福祉協議会 相談支援事業所	田原福祉センター内 23局0610
蔵王の杜相談支援事業所	知的障害者更正施設「蔵王の杜」内 23局7511
地域生活支援センターcollabo (NPO法人ふい～工房)	福江町下地33番地2 (080)5138局6321

就職に関する定期相談会

1月から、就職についての相談にも応じます。障害児・者（身体・知的・精神および発達障害）の診断を

受けた方の就労・生活支援を行うほか、関係者や障害者雇用をしている（考えている）事業所の方からの相談にもおこたえします。

開催日時：毎月第4水曜日の午前9時30分～正午
場所：田原福祉センター
予約・問合せ：豊橋障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人岩崎学園）／（0532）61局2062【要予約】

福祉課（田原福祉センター内）
23局3512 FAX 23局3545

**特別弔慰金の請求期限は
平成20年3月末までです**

終戦60周年を迎え、戦没者等の遺族に対して国としてあらためて弔慰の意を表すため、その遺族に特別弔慰金を国が支給するもので、請求期限は、平成20年3月31日までです。

請求期限を過ぎると、権利があっても請求できなくなりますのでご注意ください。

支給要件：戦争に行った方（軍人など）が、戦争によって死亡し、基準日（平成17年4月1日）に公務扶助料等の年金給付を受ける権利のある遺族がいないこと
額面：40万円（10年償還の記名国債）
償還期間：平成18年～平成27年の毎年6

月15日 請求者：次の順番によるご遺族お一人に支給

弔慰金の受給権者
戦没者などの子
父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者などと生計関係がなかった方は除く）

前記 以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

前記 から 以外の三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった方に限る）

請求の受付窓口：田原福祉センター福祉課福祉係・赤羽根支所市民生活課窓口係・あつみライフレンド福祉課福祉介護係

福祉課（田原福祉センター内）
23局3512 FAX 23局3545

田原文化会館

無線LANサービス

田原文化会館内フリースペースで、無線LANを利用したインターネットサービスが利用できるようになります。

ご自分のパソコンなどを利用してインターネットを楽しむことができます。

パソコンなどの貸し出しは行っておりません。

接続をした際、最初に表示される利用規約に同意いただく必要があります。

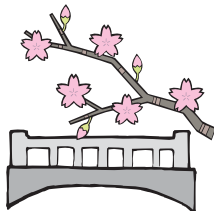
詳しくはホームページをご覧ください。

情報推進課（情報センター内）
22局7200 FAX 23局2808

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/action/ijohno/>

**（仮称）駅南橋の名称を
『さくら橋』に決定**

平成20年3月に完成予定の（仮称）駅南橋の名称を募集したところ、全部で255通ご応募いただきました。



この中から選考した結果、『さくら橋』に決定しました。（応募数：8通）

親しみやすいこの名称を、多くの皆さんに覚えていただきたいと思います。たくさんのご応募、ありがとうございます。

街づくり推進課
23局3523 FAX 22局3817